

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	問合せ先(直通TEL)
1	遊覧船プロモーションイベント運営事業	2025年10月1日	(株)JR東海エージェンシー	4,462	本件は、令和4年度と令和5年度に(株)JR東海エージェンシーに委託して行った、遊覧船のプロモーション業務（LINEを用いたクーポン配信など）を継続する事業である。当該事業は神戸港遊覧船のプロモーションのプラットフォームである神戸港遊覧船ポータルサイトと連携し、相乗効果を図ることが重要であるが、当該事業者が遊覧船ポータルサイトの唯一の運営受託事業者であり、円滑な連携運営を遂行できる。また、当該事業者は遊覧船事業者3者と共同事業体を結成した経緯があり、各遊覧船事業者との連携関係を確立しており、各事業者のニーズと課題を十分に把握した上で円滑に事業遂行ができる。さらに、過年度実績により事業スキームが確立しており、システムも継続利用できるため、企画制作費等を安価で実施できる。以上のことから当該事業者に本件を委託することが経済的かつ合理的である。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号	振興課（595-6282）
2	新港第1突堤東緑地設計業務	2025年10月10日	(株)畑友洋建築設計事務所	52,872	新港第1・第2突堤間水域及び新港第1突堤東緑地で、水域と緑地を一体の空間として活用し、都市のブランド価値を高め、賑わいを生むマリナー整備の計画を進めている。本業務は新港第1突堤東緑地の公共空間部及び公共トイレの基本・実施設計を行うものである。業務の実施にあたっては、限られた空間の中で、マリナー運営施設の必要機能や規模・デザイン、歩行者や車両の導線、みなと緑地PPPによるマリナー・緑地の一括運営、さらには水域の係留施設配置に配慮しつつ、公共緑地としての造成計画、植栽配置、給排水設備、照明配置、公共トイレ等の計画を決定していく必要があり、マリナー事業の関係者と綿密な調整を図りながら必要な検討項目を整理し、設計をとりまとめなければならぬ。また、設計業務の施行にあたっては、公共緑地・民間整備部の各設計要素が密接に関与し、双方は一体不可分であることから、合理的かつ円滑に設計を進めることができるのは、マリナー事業者から全体設計を受注している当該事業者以外にはない。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	ウォーターフロント再開発推進課 (595-6274)
3	神戸空港ターミナル機能強化にかかる検討業務	2025年12月24日	(株)梓設計	9,474	本業務では、2030年前後の国際定期便受入れのための神戸空港のターミナル機能強化にかかる検討業務を行う。本業務にあたっては、国際機能を有する空港の施設・機能を理解していることはもとより、神戸空港の施設・機能及び運用の状況を十分に把握し、2030年までの限られた時間の中で、高度かつ専門的な検証・提案、円滑な調整を行うことが求められる。当該事業者は、他の国際線施設においても多数の増改築の設計実績があり、第1ターミナル及び第2ターミナルの設計者でもあるため、この目的を最も効果的かつ確実に遂行できる事業者は、他にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	空港整備課（595-6269）
4	神戸空港ターミナル機能強化にかかるマネジメント業務	2025年12月25日	(株)アクア	3,080	本業務では、2030年前後の国際定期便受入れのための神戸空港のターミナル機能強化にかかるマネジメント業務を行う。本業務にあたっては、国際機能を有する空港の施設・機能を理解していることはもとより、神戸空港の施設・機能及び運用の状況を十分に把握し、直近の物価高騰や関西圏の空港建設の状況・運営コストを踏まえた上で、2030年までの限られた時間の中で、高度かつ専門的な検証・提案、円滑な調整を行うことが求められる。当該事業者は、神戸空港第2ターミナル建設工事のマネジメント業務を請け負っており、その業務実績も良好であった。また、神戸空港と同じ運営者である関西国際空港にて、直近で実施されている施設改修にかかるマネジメント業務を請け負った実績も有している。これらの業務実績から、神戸空港の施設・機能及び運用の状況を熟知するとともに、限られた時間及び複雑な条件下において、現実性の高い施工スケジュールの検証、及び実態に近い試算を行うという本業務の目的を効果的かつ確実に遂行できる事業者は、他にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	空港整備課（595-6269）
5	港島トンネル取付部地下水調査等業務	2026年1月19日	五洋建設(株)	39,600	本業務は港島トンネル取付部周辺における地下水位の測定等を行い、対策工事設計に必要な資料の収集及び分析を行うものである。当該事業者は、港島トンネル建設にも携わっており、沈埋トンネルの特殊な構造に精通している。また、仮排水施設の設置工事及び維持管理を行っており、港島トンネルの施設や漏水発生状況、仮排水施設を熟知しているとともに、海洋工事全般や地下水位測定等の業務に精通している。本業務の履行にあたっては、港島トンネルの構造、仮排水施設の設置工事及び維持管理と密接に連動しており、不可分の関係性にあることから、一体となって対応する必要があり、本業務の確実な履行のためには、当該事業者以外に適切な者は考えられない。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	海岸防災課（595-6322）
6	神戸港水門・陸間遠隔操作・監視システム機器更改業務	2026年1月30日	NTT西日本(株)兵庫支店	61,227	本システムは、津波・高潮に備え、遠隔で鉄扉等の閉鎖や監視を行うもので、市民の安全を守るためにはシステム障害の発生を未然に防ぐ必要があり、仮に障害が発生した場合には、迅速かつ確実に復旧させる必要がある。当該事業者は、過年度に神戸港水門・陸間等監視制御システムの設計及び構築を実施しており、システムの詳細を熟知している。当該システムの更改である本業務の確実な履行のためには、当該事業者以外に適切な者は考えられない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	海岸防災課（595-6322）
7	JR須磨駅南側エレベーター設置工事に伴う近接影響解析業務	2026年2月17日	ジェイアール西日本コンサルタンツ(株)	8,910	JR西日本の規程に基づくFEM解析及び計測管理計画の検討に実績があり、FEM解析により列車への影響を確実に把握できる精通業者は、JR西日本より、ジェイアール西日本コンサルタンツ(株)の1者との見解を得ており、本業務の確実な履行のためには、当該事業者以外に適切な者は考えられない。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	工務課（595-6317）
8	メリケンパーク植栽実験施工等業務	2026年3月5日	阪神園芸(株)	2,530	本市では植物にとって厳しい生育環境であるウォーターフロントエリアにおいて「緑豊かな海辺まち」を創出していくために、植物の生育状況改善に向けた新たな技術導入を検討している。令和7年度に民間事業者から新たな植栽基盤システム「パーマヴォイドシステム」（以下、「同システム」）の共同実験の提案があり、本市で検討した結果、同システムを樹木の植栽基盤に設置することで、空気と水を溜めるとともに排水性も確保し、さらに灌水作業の軽減も期待できるなど、本市の課題解決に資する可能性があること判断したことから、民間事業者と共同で植栽実験を実施することとしている。植栽実験の施工等にあたり、同システムの施工は同システムにかかる特約施工代理店契約を締結している当該事業者のみが実施可能な唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	ウォーターフロント再開発推進課 (595-6274)
9	令和8年度関西支社管内料金収受機械等保守整備業務	2026年3月31日	高速道路トールテクノロジー(株)	3,938	ハーバーハイウェイにおけるETCシステム導入に際し、料金収受機械もNEXCO仕様による機器に更新されており、同様の料金収受機器及びETC設備については、全国一括して保守業務等を取り扱う当該事業者でなければ実施できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	神戸港管理事務所（304-2500）